

多可町水田営農継続支援金

農業生産コストの高騰が続くなか、農業者の経営意欲の継続のため、
水稻生産農家の皆さんに支援金を交付します。

■対象者

- ・耕作農地を記載した令和7年度営農計画書を提出している農家。
- ・水稻（うるち米、もち米、酒造好適米）を作付けした農家。

■交付額

- ・水稻耕作面積合計から自家消費相当10アールを控除した面積（※1）に対し、
10アールあたり1,000円を交付します。
- ・上記の対象面積のうち酒造好適米に対し、10アールあたり500円加算。

※1 自家消費相当分はうるち米・もち米から優先的に控除しますが、酒造好適米も対象になります。

※2 交付算定額から1,000円未満は切り捨て

■申請方法

- ・対象となる農家に送付する申請書に必要事項を記入してください。（押印省略可）
- ・以下の①または②の方法で12月26日までに申請してください。
 - ①返信用封筒で、申請書と通帳またはキャッシュカードのコピーを郵送
 - ②産業振興課へ申請書と通帳またはキャッシュカードを持参

■交付時期

- ・支払いの準備が出来次第、令和8年1月以降に申請のあった口座へ振込みします。

お問合せ先 多可町役場 産業振興課 (TEL)0795-32-2388